

家庭ごみの収集状況について お知らせします



市では、平成29年7月に家庭ごみの戸別収集を開始し、同年10月に燃やせるごみ、燃やせないごみ、容器包装プラスチックの3品目について、家庭ごみ処理の有料化を開始しました。

有料化から2年が経過した現時点において、家庭ごみの排出状況、ごみと資源物の処理や再資源化に係る経費など、多くの問い合わせをいただいている内容や、市からのお問い合わせについてお知らせします。

詳しくはごみ対策課 ☎473・2117へ。



市では、東久留米市一般廃棄物処理基本計画において、3年度までに、1人1日当たりの家庭ごみの排出量505g、資源化率42・1%とする

ことを目標に、市民の皆さんのご理解とご協力のもと、家庭ごみの減量化・資源化に取り組んでいます。

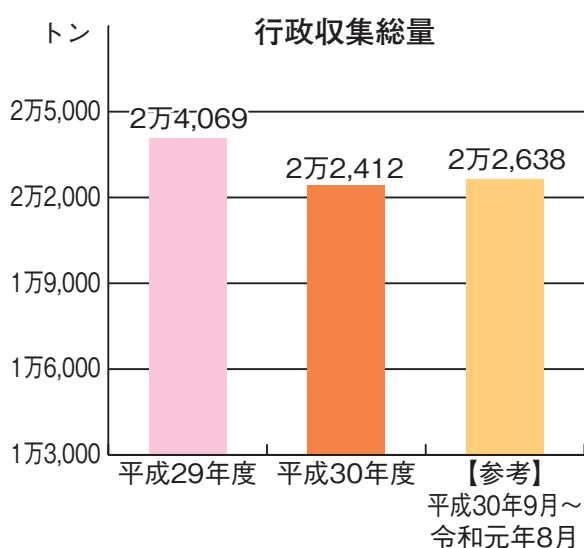
家庭ごみの有料化は、ごみの減量、公平な負担、ごみに対する意識の向上を目的として、市が一般廃棄物処理の手数料を徴収することで、経済的動機づけに伴う排出抑制、分別排出の推進、ごみ減量などに関する行動の実践とライフスタイルの転換を図り、単純にごみの減量だけでなく、適正処理や効率的なごみ処理事業の必要性を認識していただくことを目的とするものです。

加えて、中間処理施設や最終処分場の負担軽減の効果が期待され、国が推し進める循環型社会の形成においても大きく寄与するものです。

さらに、家庭ごみ有料化と併せ、戸別収集を実施することと、排出者が明確化され、排出者の責任意識が生まれることにより、これまでの諸課題を解決することができ、2つの相乗効果により、全市の

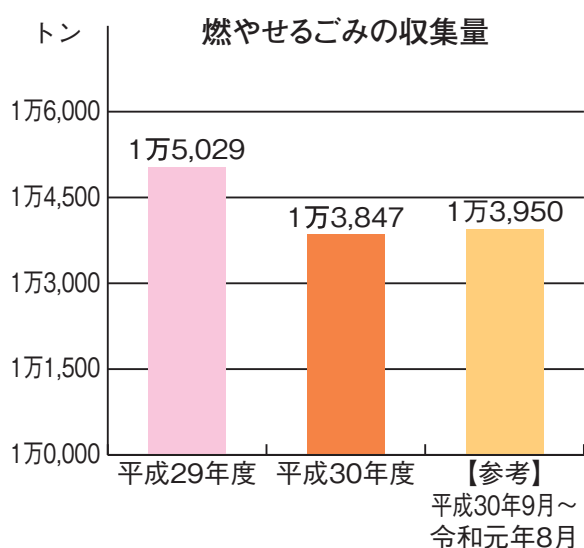
にごみ減量化・資源化に取り組んでいただく動機付けとなり、最大の効果となることを期待できます。

ごみと資源物の収集量の比較



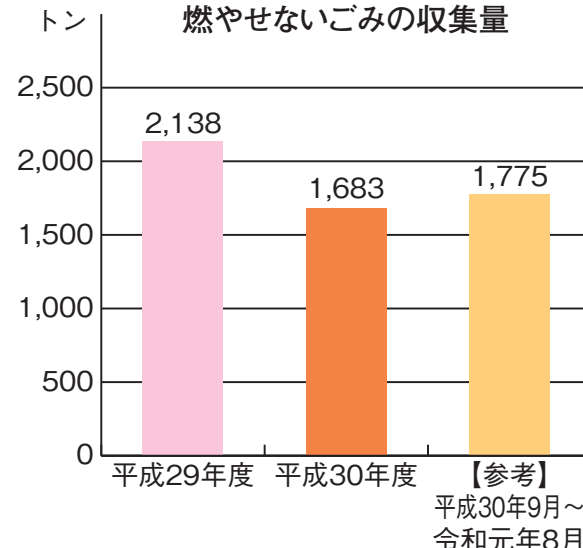
行政収集総量は、平成29年度と平成30年度の比較では、約7%減少しています。しかしながら、参考として示した直近1年間の行政収集総量は、平成30年度と比較して僅かに増加しており、今後の動きについては慎重な検証が必要です。

※行政収集総量とは、市で収集したごみと資源物の合計量であり、集団回収や、中間処理場への持ち込みごみを含まないものです。



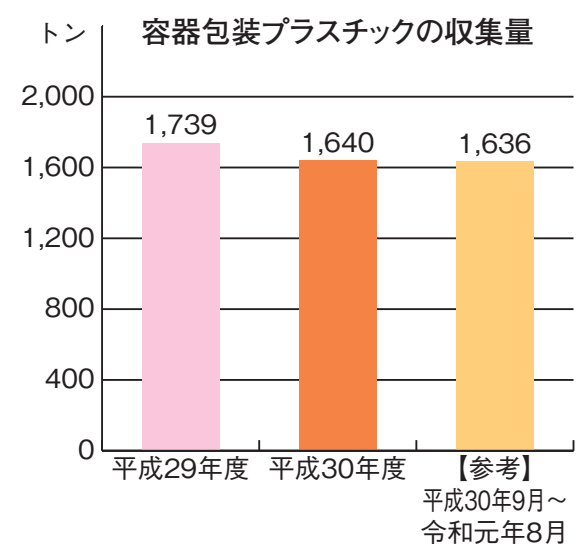
燃やせるごみの収集量は、約8%減少しています。これは、有料化実施以降継続して、燃やせるごみに含まれている紙類・布類や剪定枝などの資源物の分別排出が進んでいることによるものと考えられます。

また、行政収集総量と同様、直近1年間の収集量についてはわずかに増加していることから、今後も慎重な検証を行ってまいります。

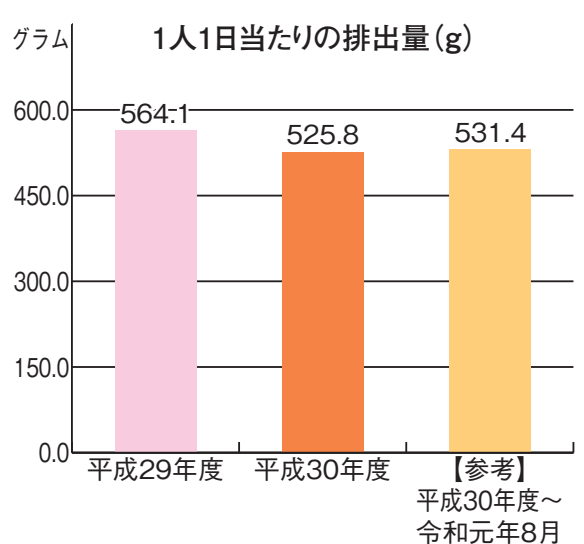


燃やせないごみの収集量は、約21%減少しています。これは、燃やせるごみと同様に、有料化実施以降継続して、燃やせないごみとして捨てられている容器包装プラスチックなどの資源物の分別排出が進んでいることによるものと考えられます。

また、行政収集総量と同様、直近1年間の収集量についてはわずかに増加していることから、今後も慎重な検証を行ってまいります。



容器包装プラスチックの収集量は、約6%減少しています。また、直近1年間の収集量も、平成30年度と比較してわずかに減少しています。これは、有料化の実施による分別排出の効果を、小売店舗での店頭回収に出すなどの排出抑制効果が上回った結果と考えられますが、引き続き慎重な検証を行ってまいります。



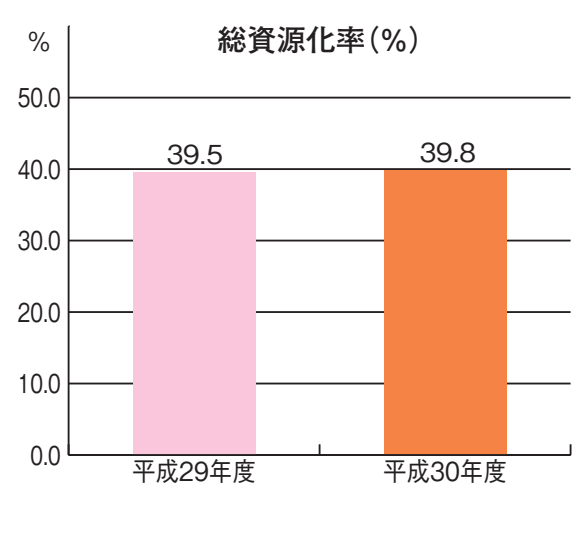
市では、一般廃棄物処理基本計画において、3年度末までに「1人1日当たりの排出量」を「505g」とすることを目標にしています。この数字が小さいほど、市民の皆さんのごみ減量への協力や排出抑制の成果が表れます。

なお、「1人1日当たりの排出量」は、次の計算式により算出しています。

$$\text{行政収集総量} \div (\text{人口} \times 365 \text{日})$$

※人口は、各年10月1日時点を使用。

(【参考】については、平成31年4月1日時点)



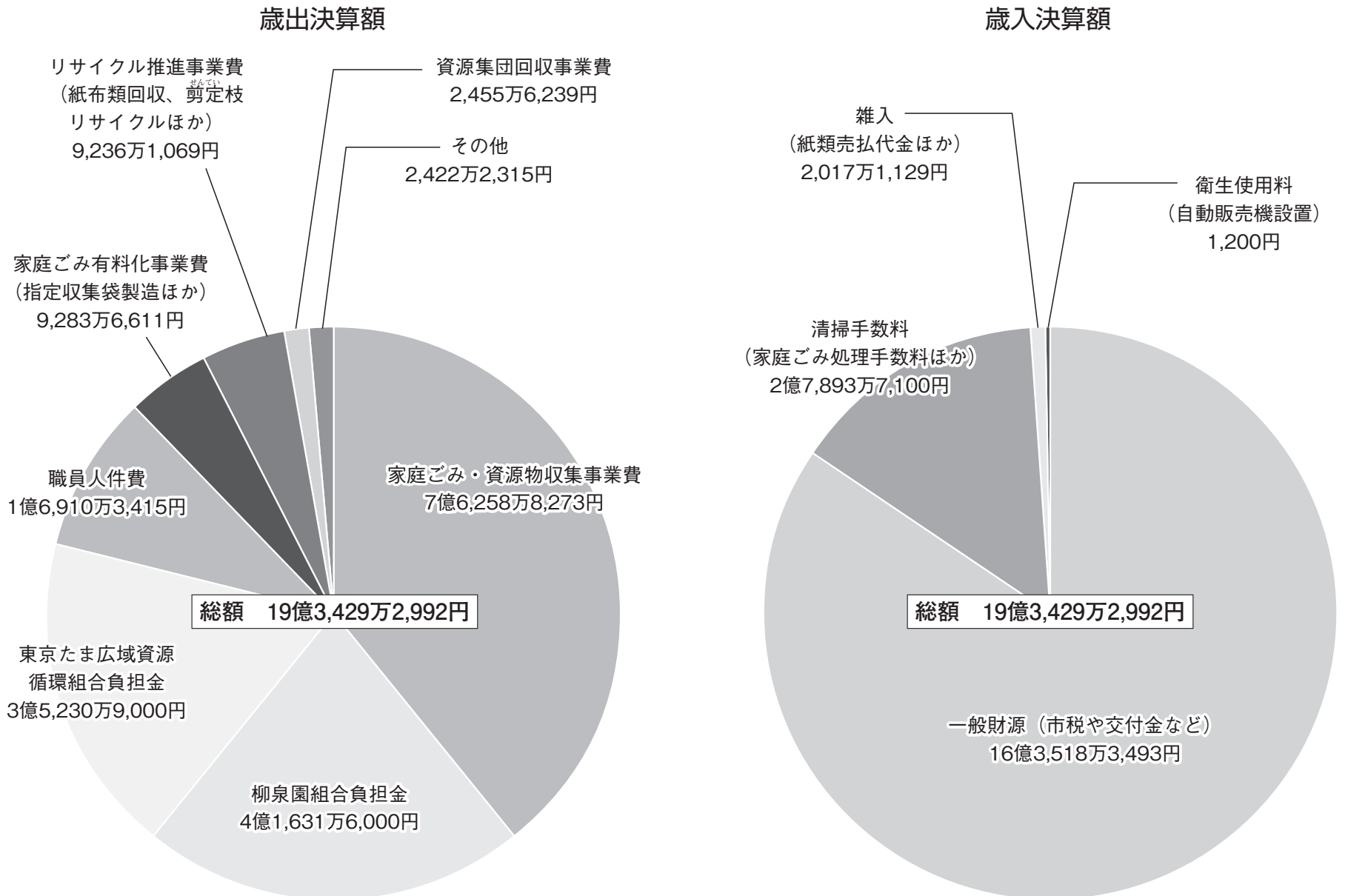
総資源化率は、約1% (0.3ポイント) の増加となりました。総資源化率については、エコセメントの原料となる中間処理後の焼却灰や、資源集団回収による回収量も資源量として含めて算出します。

前年度と比較して、紙類・布類などの分別排出が進んだ結果とみられますが、一般廃棄物処理基本計画で掲げる3年度末までの目標値「42.1%」には到達しておらず、引き続き減量化・資源化の啓発を実施していく必要があります。



平成30年度のごみ処理経費について

ごみ処理に係る経費の平成30年度決算状況



平成30年度のごみ処理に係る経費 (清掃費) の歳入・歳出決算総額は、それぞれ19億3,429万2,992円となりました。前年度比で約1億4千万円の減少となっていますが、歳出総額のうち、15億3,121万3,273円 (約79%) が、排出されるごみの処理に必要な不可欠な家庭ごみ・資源物収集事業費や、柳泉園組合負担金および東京たま広域資源循環組合負担金で占められている状況です。

歳入は、家庭ごみ処理手数料を含む清掃手数料の2億7,893万7,100円や紙類・金属類などの資源物売払代金など、計2億9,910万9,429円をごみ処理に係る歳出の一部に充当しているものの、16億3,518万3,493円 (約85%) を市税や交付金などの一般財源でまかなっている状況です。

ごみ収集について

小型充電式電池が使用されている機器の例
(出典：日本容器包装リサイクル協会)



小型充電式電池のリサイクルマーク



小型充電式電池の再資源化にご協力ください

リチウムイオン電池を含む小型充電式電池は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、小型充電式電池メーカーや同電池の使用機器メーカー、それらの輸入事業者などに、回収・再資源化が義務づけられています。

リチウムイオン電池を燃やせないごみや容器包装プラスチックに混入して排出した場合、収集作業時や、ごみ・資源物の中間処理時に、発煙・発火事故の原因となるおそれがあります。実際に、柳泉園組合や、容器包装プラスチックの中間処理施設、収集車両でリチウムイオン電池が原因とみられる発煙・発火事故が相次いで発生しています。

小型充電式電池は、日常生活で使用するさまざまな機器 (左図参照) に使用されています。

また、小型充電式電池には、3つの矢印から構成されるリサイクルマーク (左下図参照) が付いています。これらのマークが付いている小型充電式電池は、ビニールテープで+極と-極を覆った上で、一般社団法人JBRCの協力店・協力自治体へお持ちください。市では、ごみ対策課 (八幡町2-10-10) で回収を受け付けています。市内16カ所にある小型家電回収ボックスに出していただくことも可能です。

なお、電池を使用している機器から電池を取り外すことが困難な場合は、小型家電回収ボックスにそのまま出してください。戸別収集を実施している燃やせないごみや容器包装プラスチックに混ぜて排出すると、発煙・発火事故の原因となるおそれがありますので、絶対に行わないでください。

安全なごみ・資源物の処理のため、また、資源の有効な利用の確保と環境の保全に資するために、正しい手順で排出していただきますよう、お願いします。

小型充電式電池回収の協力店は一般社団法人JBRCホームページ (https://www.jbrc.com/general/recycle_kensaku/) で検索できます。

収集漏れについて

戸別収集開始直後には、収集時の見落としが原因と思われる収集漏れが発生し、市民の皆さまにご迷惑をおかけしていましたが、現在は、収集漏れはほとんどなくなってきています。

しかしながら、市民の皆さまからは「ごみ出しが間に合わなかった」「いつも来る時間にごみを出したのに収集がされない」といったお問い合わせをいただくことがあります。

ごみと資源物の収集は、その日の交通事情、天候や排出量により、毎日同じ時間に収集することを確約できるものではありません。また、収集車が収集をした後に出されたごみ・資源物については、再度の収集はしていません。

改めて「ごみと資源物の排出は収集日当日の朝8時半までに出す」などのルールを徹底していただきますよう、お願いします。

家庭ごみの処理手数料など制度の見直しについて

家庭ごみの処理手数料の見直しについては、有料化によるごみの減量効果に加え、ごみ処理に係る経費などを、有料化前と有料化後の一定期間の状況を把握した上で、検証・分析する必要があると考えています。

この度、平成30年度のごみや資源物の排出量やごみ処理に係る経費などがまとめられたことにより、有料化実施後の「年度間」の比較が可能となりましたが、直近でごみ・資源物量の増加が見られるなど、現時点で今後も継続した減量効果が期待できるかどうかの判断は難しい状況です。

こうしたことから、制度の見直しについては、環境省からの一般廃棄物処理有料化の手引きによる基本的な考え方に基づく、排出抑制の効果、再生利用促進の効果、市民の皆さまの意識改革、不適正処理や不法投棄の防止などの効果に加え、収集頻度・体制、家庭ごみ有料化の実施状況とその効果についてなど毎年度の検証・点検・情報提供を行っていく中で引き続き検討してまいります。

柳泉園クリーンポートで火災が発生しました

10月9日午後4時9分ごろ、中間処理施設である柳泉園組合のクリーンポート（焼却施設）のごみピット内において、火災が発生しました。

この火災の原因は特定できませんでしたが、燃やせるごみに混入したライターなどが発火の原因と推測されます。

燃やせるごみの中にライターやスプレー缶、リチウムイオン電池などの危険物が混入していると、中間処理施設や収集作業時の火災・事故の原因となり大変危険です。

市民の皆さまには、既に分別排出にご協力をいただいているところではございますが、再度、分別方法の確認をお願いします。

- ①ライターやスプレー缶などの危険物は、毎週水曜日の有害ごみの日に、燃やせないごみとは分けて出してください。
- ②リチウムイオン電池を使用機器から取り外した場合、ビニールテープで+極と-極を覆った上で、ごみ対策課またはJBRC協力店舗へお持ちください。
- ③リチウムイオン電池を使用機器から取り外せない場合、使用機器ごと小型家電回収ボックスに入れてください。

ボランティア袋の配布について

市では、個人や自治会などの各種団体がボランティア活動として、道路や公園などの公共施設を清掃した際にご利用いただける「ボランティア袋」を配布しています。

配布するボランティア袋の種類は、5リットルと40リットルの2種類で、いずれかのボランティア袋を、1回の申請で個人は50枚まで、自治会などの各種団体は100枚までを上限に配布しています。

申請は、ごみ対策課のほか、公園を清掃する場合は環境政策課（市役所5階）、道路を清掃する場合は管理課（同5階）で申請することができます。

【ご注意】

※家庭の落ち葉や雑草などはこれまで通り無料で収集しますので、これまでと変わらない方法で出してください。

※ボランティア袋には家庭から出るごみや事業系ごみは入れないでください。※集めたごみは分別してボランティア袋に入れ、家庭ごみと一緒に排出量の制限範囲内で分別した品目の収集曜日に出してください。

※大量に排出する際は、ごみ対策課☎473・2117へご連絡ください。

※ボランティア袋には地域のイベントや祭りなどで出たごみを入れることはできません。

資源集団回収をはじめませんか

市では、紙類・布類・アルミ缶を回収している市民団体に対して、それぞれ1kgあたり9円の資源集団回収報奨金を交付しています。

市内在住者で構成する団体であれば、自治会や子ども会などに限らず、近所の気が合う方の集まりなど、どのような団体であっても申請できます。申請時には名簿や規約など、団体の存在が確認できるものを提示してください。

再資源化の推進だけでなく、地域のつながりを強めることもでき、報奨金を受け取ることができる制度ですので、ぜひご活用ください。

なお、報奨金の申請は毎年2月と8月の2回受け付けます。詳しくはごみ対策課または市ホームページ (<http://www.city.higashikurume.lg.jp/kurashi/kankyo/shigen/tokushu/1000844.html>) から取得できる「集団回収マニュアル」をご覧ください。

小型家電を回収しています

市では、小型電子機器（小型家電）に含まれるレアメタル（希少金属）を有効利用するため、小型家電回収ボックスを設置して、拠点回収を実施しています。

また、リチウムイオン電池を含む小型充電式電池についても、小型家電回収ボックスに出していただくことが可能です。



小型家電回収ボックス設置場所

市役所本庁舎	中央町地区センター	東部地域センター
八幡町地区センター	野火止地区センター	西部地域センター
南町地区センター	浅間町地区センター	南部地域センター
ごみ対策課庁舎	わくわく健康プラザ	上の原連絡所
青少年センター	第六小学校	小山小学校
第二小学校		

回収品目

デジタルカメラ・ビデオカメラ	リモコン
据置型ゲーム機	電子辞書
携帯型ゲーム機(および付属品)	電話機(ファクス付きは除く)
C D・MDプレーヤー(携帯型)	携帯用ラジオ
各種ケーブル類	デジタル時計
I Cレコーダー	懐中電灯
キーボード(パソコン用)	ヘアドライヤー
マウス	電子血圧計・電子体温計
ルーター・モデム	携帯電話(※)
電卓	ノート型パソコン(※)

※携帯電話とノート型パソコンは、市役所本庁舎とごみ対策課庁舎のみで回収しています。

生ごみ処理機器購入費助成金について

市では、ごみ減量対策の一環として、生ごみの減量を促進するため、生ごみの自家処理を前提とした減量化処理機器の購入に対して、助成金を交付する制度を設けています。

【助成対象】市内在住で、生ごみ減量化処理機器を購入し、市内に設置する方

【助成金額】処理能力1日5kg未満で購入金額が7,000円まで＝購入金額の2分の1の額(100円未満切り捨て) ▼購入金額が7,000円以上1万2,000円まで＝3,500円 ▼購入金額が1万2,000円以上6万円まで＝購入金額の3分の1(100円未満切り捨て) ▼購入金額が6万円以上＝2万円 ▼ダンボールコンポスト＝購入金額の2分の1(100円未満切り捨て) ▼処理能力1日5kg以上＝購入金額の3分の1(100円未満切り捨て) または30万円のいずれか低い方の額

【必要書類など】ごみ対策課(八幡町2-10-10)、環境政策課(市役所5階)、市ホームページ (<http://www.city.higashikurume.lg.jp/kurashi/kankyo/shigen/gomishigen/1000835.html>) で配布している申請書、購入を証明する領収書など(レシート不可、購入者の氏名・金額・購入日・製品名・販売店が記入され、購入店の印が押印されているもの) または、販売証明書(ごみ対策課、環境政策課、市ホームページで配布)、機器の処理能力などがわかるもの(取扱説明書など)の写し、印鑑、通帳

申し込みは土曜・日曜日、祝日と正午～午後1時を除く午前8時半～午後5時に、必要書類などを持参の上、ごみ対策課または環境政策課へ。

事業系ごみについて

事業系ごみとは、一般家庭から出されるごみと区別して、会社・事務所・店舗・工場などの事業活動から出されるごみのことを指します。事業系ごみは、市では収集していません。許可を受けた一般廃棄物処理業者と契約して処理を委託するか、自己処理をしてください。

分別に迷った時は東久留米市分別辞典をご活用ください

ごみや資源物の分別が分からない時に、パソコンやスマートフォンから検索ができるホームページ「東久留米市ごみ分別辞典」(<http://www.gomisaku.jp/0069/>)を提供しています。市ホームページの「ごみ・リサイクル」の中にリンクが掲載されています。

粗大ごみ処理券販売所について

11月現在、上の原連絡所、ひばりが丘連絡所、滝山連絡所では粗大ごみ処理券の取り扱いをしていません。販売所につきましては、市ホームページ「粗大ごみ処理券販売所」(<http://www.city.higashikurume.lg.jp/kurashi/kankyo/shigen/gomishigen/1000810.html>)に一覧を掲載しています。

ご自宅で使用した注射針（在宅医療廃棄物）について

インスリン自己注射などの在宅医療に伴い捨てる使用済み注射針は、処方を受けた医療機関（病院・診療所）または薬局に返却してください。東久留米市薬剤師会では、在宅医療に伴う使用済み注射針の回収事業を行っています。なお、輸液パックなどの鋭利でないものについては、衛生処理の観点から燃やせるごみにお出しください。収集作業時の針刺し事故防止の観点からも、市民の皆さまのご協力をお願いします。

ごみ集積場跡地の売却について

家庭ごみの全品目戸別収集（小型廃家電類を除く）に伴い、使用しなくなったごみ集積所の跡地について、跡地に隣接する土地を所有している方を対象に売却しています。必要書類などの詳細はごみ対策課までお問い合わせください。

【売却対象者】 購入を希望する跡地に隣接する土地を所有する方
【売却除外地】 次の①または②に該当する跡地は、売却を実施しません。

①ごみ収集に伴う一時積み替え保管場所や公共用地としての活用をする跡地②マンホールなどが存在する跡地

【売却価格】 固定資産税路線価を基礎として、狭小性に応じた減価率を乗じた上で、工作物の撤去費用を差し引いて算出します

【引渡形態】 現状有姿での引き渡しとなります

【案内書について】 土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）に、ごみ対策課（八幡町2-10-10）で配布するほか、市ホームページからも取得できます
詳しくはごみ対策課 ☎473・2117へ。

ご家庭での食品ロスの削減にご協力ください

「食品ロスの削減の推進に関する法律」が、10月1日に施行されました。家庭生活から出る食品ロス（まだ食べることができるのに捨てられてしまう食品）の量は、平成28年度の推計値でおよそ291万トンとされています。市ではこれまで、環境フェスティバル・市民まつりにおいて、食品ロス削減のためにフードドライブ事業への協力を実施してきました。今後も引き続き食品ロス削減に向けた取り組みを実施してまいります。市民の皆さまのご家庭でも「もったいない」の気持ちを大切に、食品ロスの削減にご協力をお願いします。

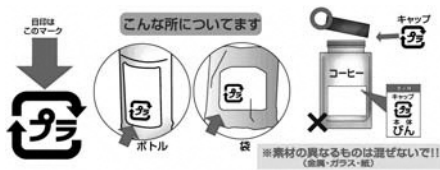
容器包装プラスチックの分別方法

○容器包装プラスチックとは

食用品や日用品を買ったときに使われているプラスチック製の袋・包み・入れ物のことで、中身を使った後に不用となるものです。基本的にプラマークが付いているものが対象となります。

○主なもの

- ・カップ・パック類
- ・トレイ類
- ・ポリ袋類
- ・発泡スチロール・緩衝剤
- ・キャップ・ラベル類
- ・洗剤やシャンプーなどのボトル類



容器包装プラスチックの一例



カップ・パック類



トレイ類



ポリ袋類



発泡スチロール・緩衝剤



キャップ・ラベル類



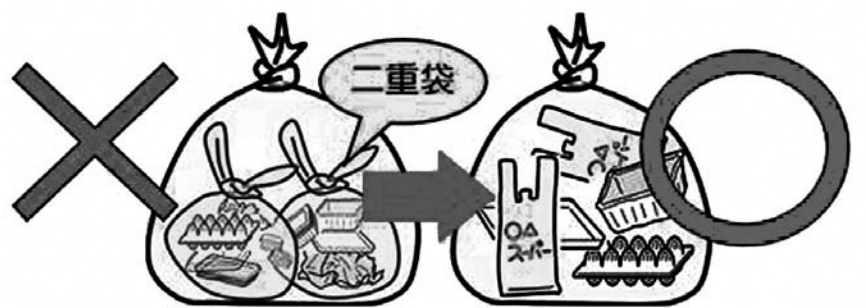
洗剤やシャンプーなどのボトル類

○注意点

- ・容器包装プラスチックは元の大きさが分かるように切ってもかまいませんので、袋に入れて出してください。
- ・油などで汚れているものは汚れが見えない程度に汚れを落としてから出してください。汚れが落とせないものは「燃やせないごみ」として出してください。

○容器包装プラスチックの二重袋について

排出された容器包装プラスチックはリサイクルをしていますが、不純物が混ざっているとリサイクルできなくなります。そのため中間処理施設では、袋をすべて破いて中身を確認しています。二重袋で出された容器包装プラスチックは異物として扱われリサイクルできなくなるため、二重袋では出さないでください。

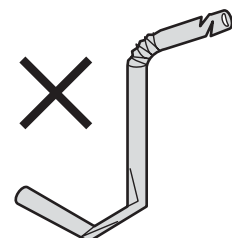


容器包装プラスチックではないもの

プラスチック製品は容器包装プラスチックの対象外です。「燃やせないごみ」に分別してください。



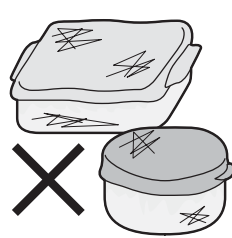
カミソリ



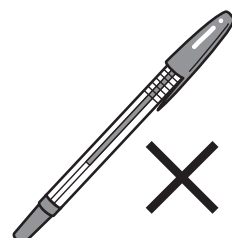
ストローやプラスチック製スプーン



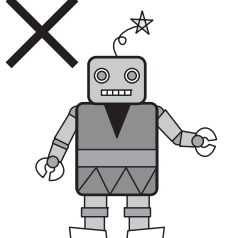
バケツや桶など



食品保存容器や食品保存袋



ボールペンなどの文具



おもちゃなどの製品

イラスト出典：経済産業省ウェブサイト

(<http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/illust/index.html>)